国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター長適任者の選出方法に関する規程

（平成26年11月27日
留学生日本語教育センター規則第1号）

改正　平成29年 1月11日留学生日本語教育センター規則第 1号

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人東京外国語大学部局長に関する規程（平成１６年規則第１８１号）第７条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター長の適任者（以下「適任者」という。）の選出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第２条　留学生日本語教育センター長適任者は、留学生日本語教育センター教授会構成員の教授とする。

（選出方法）

第３条　留学生日本語教育センター長適任者の選出にあたっては、投票による選挙を行うものとする。

２　投票権者は、留学生日本語教育センター教授会構成員とする。

３　選挙は、１名連記無記名投票とし、得票数の上位２名をもって適任者とする。ただし、１位の得票が３名同数の場合または２位の得票が２名同数の場合は、３名をもって適任者とし、得票数の上位３名以内に４名以上の者が選出された場合は、そのうち得票数の上位３名を超える順位の得票数同数の者につき、再度投票を行う。以下、投票の結果得票数が同数の場合は、繰り返し投票を行う。

４　留学生日本語教育センター教授会議長は、選出された者から、推薦の諾否の回答を得なければならない。

５　第３項の規定にもかかわらず、前項において、承諾した者が２名未満であった場合は、第３項の選挙における得票数の多い者を順次繰り上げるものとする。

（推薦）

第４条　留学生日本語教育センター教授会議長は、前条により選出された適任者を学長に推薦する。なお、推薦の際には、得票数を記載して学長に提出するものとする。

（雑則）

第５条　この規程に定めるもののほか、適任者の選出に関し必要な事項は、留学生日本語教育センター教授会の議を経て議長が定める。

附　則

１　この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。

２　国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター長候補者選考規程（平成１２年４月１日制定）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。